

○大隅肝属広域事務組合肝属地区環境ふれあい館条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第28号

肝属地区一般廃棄物処理組合肝属地区環境ふれあい館条例（平成20年肝属地区一般廃棄物処理組条例第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関する情報及び体験の場を住民に提供することにより、リサイクルの意識の啓発を図るとともに住民の自主的なリサイクル活動を支援し、もって資源循環型社会の形成に資するため、大隅肝属広域事務組合肝属地区環境ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 ふれあい館の名称及び位置は、次のとおりとする。

肝属地区環境ふれあい館	鹿屋市串良町下小原3893番地8
-------------	------------------

（職員）

第3条 施設に必要な職員を置くことができる。

（使用の許可）

第4条 ふれあい館の施設（これに附属する設備及び器具を含む。以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ大隅肝属広域事務組合管理者（以下「管理者」という。）の許可を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、ふれあい館の管理上支障があると認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）の使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 災害その他の事由により使用できなくなったとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは管理者が指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、ふれあい館の管理上又は公益上特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生じても、その賠償の責を負わないものとする。

(原状回復義務)

第6条 使用者は、その使用を終了したとき、又は前条の規定により使用許可を取り消されたとき、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第7条 施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。